

平成 30 年 5 月 10 日
中国四国管区行政評価局

「ため池の管理に関する行政評価・監視」の結果

総務省中国四国管区行政評価局(局長:水上 保)は、ため池周辺の住民等の安全確保に向けたため池の管理の取組を推進する観点から、ため池の防災・減災対策の実施状況、保全管理体制の整備状況等を調査しました。本日、農林水産省中国四国農政局に対し、必要な改善措置について通知しましたので、公表します。

- 調査担当局所 中国四国管区行政評価局、岡山行政評価事務所(現 岡山行政監視行政相談センター)、山口行政評価事務所(現 山口行政監視行政相談センター)
- 調査実施時期 平成 29 年 7 月～30 年 3 月
- 調査対象機関 中国四国農政局
- 関連調査等対象機関 岡山県、広島県、山口県、市町村(注)、ため池管理者
(注)調査対象とした市町村は、各県 4 市(計 12 市:岡山市、倉敷市、津山市、備前市、呉市、尾道市、福山市、東広島市、下関市、山口市、長門市及び美祢市)。現地調査したため池は、各市 10 か所(計 120 か所)。

【本件照会先】

総務省中国四国管区行政評価局 評価監視部 第2評価監視官 高実 祐一
電話 (082) 228-6359 F A X (082) 228-4471 E-mail : cgk21@soumu. go. jp

結果報告書については、中国四国管区行政評価局のホームページに掲載しています。

【中国四国管区行政評価局ホームページアドレス】 <http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>



ため池の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく通知（概要）

調査の背景

- 中国地方には、ため池が 45,608 か所あり、全国（197,742 か所）の 23.1%を占めている（平成 26 年 3 月現在）
 - ・ 広島県：19,609 か所（全国 2 位）、山口県：9,995 か所（同 5 位）、岡山県：9,754 か所（同 6 位）
- 近年、災害が激甚化し、集中豪雨や大規模地震により多くのため池が被災しており、安全性の確保が課題
 - ・ 中国地方においては、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間に、豪雨により 10 か所のため池が決壊している。
- 農林水産省は、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのある等のため池を「防災重点ため池」とし、防災・減災対策を重点的に推進
 - ・ 防災重点ため池は、広島県：503 か所、岡山県：229 か所、山口県：140 か所（全国で 11,362 か所（平成 29 年 3 月現在））

主な調査結果

1 防災・減災対策の推進

- ① 防災重点ため池とされているため池よりも決壊した場合の下流域への影響が大きいとみられるため池が防災重点ため池に選定されていないなど、防災重点ため池の選定が不十分
- ② 耐震不足が確認された又は豪雨対策が必要と判定された防災重点ため池について、3 県における対策工事を実施するとの方針の割合に大きな差
⇒ 広島県：18.7% 岡山県：38.0% 山口県：77.9%（平成 29 年 9 月調査時点）
- ③ 防災重点ため池のハザードマップ作成状況に大きな差
⇒ 広島県：0% 岡山県：34.9% 山口県：87.1%（平成 29 年 3 月末時点）

2 保全管理体制の整備・強化

- 調査対象としたため池で、洪水吐の流下能力を低下させる設置物や堤体のり面の崩落等、保全管理上の不備 ⇒ 調査対象 12 市 120 か所のため池のうち、20 か所で不備：26 事例

3 安全対策の推進

- ① 平成 24～28 年度の 5 年間に広島県で発生した 13 件の水難事故（死亡事故）のうち、6 件が中国四国農政局に未報告
- ② 近隣に住宅等が所在する 8 か所のため池で、進入防止柵の未施錠や立入禁止の注意看板の破損等、施設管理が適切に行われていない事例（9 事例）あり

参考 ドローン等の先端機器を活用したため池の保全管理状況調査

- ドローンを調査で活用したことにより、人が歩行可能な範囲から目視で把握することができなかったため池において、集水域内の地山の斜面崩壊による土砂の流入の事例を把握

主な通知事項（通知先：中国四国農政局）

地方公共団体等に対する以下の事項の周知・助言

- ① 防災重点ため池の適切な選定
- ② 耐震不足が確認又は豪雨対策が必要と判定された防災重点ため池の速やかな対策工事等の実施
- ③ 防災重点ため池に係るハザードマップを平成 32 年度までに確実に作成

- ため池の保全管理上の問題の有無の確認と、問題が認められる場合は改善

- ① 関係機関の連絡体制の強化
- ② 水難事故防止のための施設等の問題の有無の確認と、問題が認められる場合は改善

1 防災・減災対策の推進 – (1) 防災対策

制度概要

- 農林水産省は、決壊した場合に下流の人家や公共施設に影響を与えるおそれがあるため池又は一定規模以上のため池を「防災重点ため池」と規定。具体的なため池の選定は都道府県が実施
- 農林水産省は、地方公共団体に対し、①対策工事の実施が必要な場合は、速やかな対策工事の実施に努めるとともに、②工事実施までの対応として、低水管理（※）等のソフト対策の実施に努めることを要請 ※災害を未然防止するための事前の水位低下

主な調査結果

< 防災重点ため池の選定が不十分 >

結果報告書 P3~7

- 山口県は、毎年度、危険ため池の見直しを行っているが、平成 28 年度以降、見直し結果を防災重点ため池の選定に反映していない
- 広島県では、重要ため池（防災重点ため池）以外のため池の中には、重要ため池よりも決壊した場合の下流域への影響が大きいとみられるため池が含まれている
- 岡山県では、調査対象 1 市において防災重点ため池に該当するため池を県への報告期限までに報告できず、そのため、県が防災重点ため池に選定していないものがある

< 対策工事を実施する方針の割合に大きな差がみられた >

結果報告書 P8~9

- 調査対象 3 県において、耐震不足が確認された又は豪雨対策が必要と判定された防災重点ため池の対策工事を実施する方針の割合に大きな差
⇒ 広島県：18.7% 岡山県：38.0% 山口県：77.9% （平成 29 年 9 月調査時点）

通知事項

- ◎ 防災重点ため池の選定が適切に行われるよう、地方公共団体に対し、選定の目的や考え方を改めて周知すること
- ◎ 耐震不足が確認又は豪雨対策が必要と判定された防災重点ため池について、速やかな対策工事の実施に努めるとともに、工事実施までの対応としてソフト対策の実施について特に優先して取り組むよう、地方公共団体に対し、改めて周知すること

1 防災・減災対策の推進 – (2) 減災対策

制度概要

農林水産省は、地方公共団体に対し、以下の取組を要請

- ① 全ての防災重点ため池について、平成 32 年度までにハザードマップを作成し、地域住民に周知
- ② 防災重点ため池を「地域防災計画」及び「水防計画」に位置付けるよう努めるとともに、地域住民等関係者に対し必要な情報を提供
- ③ 一定規模（震度 4 又は 5 弱）以上の地震が発生した場合に、施設管理者又は市町村は緊急点検要領により防災重点ため池等の緊急点検を実施するとともに、都道府県は緊急点検の結果を地方農政局長等に報告

主な調査結果

結果報告書 P10～12

< 防災重点ため池のハザードマップの作成状況に、県により大きな差がみられた >

- ハザードマップの作成率（平成 29 年 3 月末時点）
⇒ 広島県：0% 岡山県：34.9% 山口県：87.1%

< ハザードマップの周知方法について、各県で差がみられた >

- 岡山県では、①ホームページへの掲載、②浸水被害が想定される地域の掲示板への掲示、③浸水被害が想定される地域の住民への印刷物の個別配布等のいずれか一つ以上を必須とするよう、市町村を指導。調査対象 4 市では、掲示板への掲示や住民への配布等による複数の方法で実施
- 山口県では、周知方法を市町に委ねており、調査対象 4 市のうち 2 市では、ため池の施設管理者への配布・説明のみ(地域住民に未周知)

通知事項

- ◎ 防災重点ため池に係るハザードマップが、平成 32 年度までに確実に作成されるよう、地方公共団体に対し、改めて要請すること
- ◎ 防災重点ため池に係るハザードマップの地域住民への周知について、農林水産省が作成している手引きを参考に、適切に周知が行われるよう、市町村に要請すること

結果報告書 P13~14

< 防災重点ため池が「地域防災計画」及び「水防計画」に位置付けられていない地方公共団体がみられた >

- 水防計画に位置付けられていない（岡山県、広島県、5市）
- 地域防災計画に位置付けられているものの、一部しか掲載されていない（岡山県、3市）
- 地域防災計画及び同計画に規定している水防計画に位置付けられているものの、一部しか掲載されていない（山口県、5市）



◎ 防災重点ため池を「地域防災計画」及び「水防計画」に位置付けるよう、地方公共団体に改めて要請すること

結果報告書 P15~16

< 地震発生時に緊急点検を実施するため池の選定が適切に行われていない >

- 調査対象 12 市のうち、6 市 55 か所（岡山県の 1 市 5 か所、広島県の 4 市 46 か所、山口県の 1 市 4 か所）において、緊急点検要領に記載の要件に合致するにもかかわらず、緊急点検の対象とされていないため池あり



◎ 地震発生時に緊急点検を実施するため池の選定について、緊急点検要領に定める点検対象ため池の要件を十分確認の上、ため池データベースを活用するなどして漏れなく行うよう、地方公共団体に改めて要請すること



2 保全管理体制の整備・強化

制度概要

農林水産省は、地方公共団体に対し、ため池の保全管理体制の整備及び強化のために、以下のような取組を要請

- ① 都道府県は、ため池の保全管理に関する基本的な方針を記載した「ため池保全管理方針」の策定に努めること
- ② 市町村は、ため池の保全管理を実施していくための方針を記載した「ため池保全構想」の策定等に努めること
- ③ 都道府県は、地域特性を踏まえたため池の保全管理に関する手引きを作成・活用し、管理能力が向上する取組を推進すること
- ④ 都道府県及び市町村等は、取組を推進する機関を設け、ため池関係者が連携・協力して体制整備を推進していく環境づくりに努めること

主な調査結果

結果報告書 P17~21

＜ 農林水産省が要請している保全管理体制の整備等に係る各事項について、十分な取組が行われているとは言えない ＞

- ① ため池保全管理方針は、岡山県、広島県及び山口県のいずれも未策定
- ② ため池保全構想は、調査対象 12 市いずれにおいても未策定
- ③ 地域特性を踏まえた保全管理に関する手引きは、岡山県で未策定
- ④ 取組を推進する機関は、岡山県、広島県及び山口県のいずれも未設置

＜ また、岡山県、広島県及び山口県の各県内では、農林水産省が重要としている保全管理組織は設置されていないが、多面的機能支払交付金(注)を活用してため池の維持・管理に組織的に取り組んでいるものあり（平成 28 年度は、3 県で 989 団体、ため池数 4,992 か所） ＞

(注)国土や自然環境の保全など、農業・農村がもつ農産物供給以外の多面的機能の維持・発揮を図る地域の共同活動を支援する交付金

通知事項

- ◎ ため池の保全管理について、参考となる他地域の取組事例を紹介するなど、地方公共団体及び施設管理者に対して、保全管理の推進に資する情報提供を行うこと
- ◎ 市町村及びため池を管理する集落に対し、多面的機能支払交付金を活用したため池の保全管理について周知し、利用促進を図るよう助言すること

< ため池の保安全管理が十分に行われていない >

調査対象としたため池で、保安全管理が十分行われていない事例あり（12市 120か所のため池のうち、20か所：26事例）

【事例 1】



貯水量を増やすため、深さ約 35cm の洪水吐に 3 つの土のう（高さ：約 25cm）を設置
⇒大雨による増水時に洪水吐の流下能力が低下するおそれ

【事例 2】



ため池の堤防の上流側のり面が、奥行き約 140cm、高さ約 100cm にわたって崩落（他にも崩落箇所あり）
⇒堤防の強度に影響が生じるおそれ

（注：ため池の所在市において対応中）

【事例 3】



堤防のり面（上流側及び下流側）に樹木が繁茂
⇒①根等から漏水の原因となる可能性
②堤防におけるはらみ出しや漏水等の状況が確認できない状態

【事例 4】



ため池の取水施設が設置されているが、操作ハンドルが未施錠
⇒誰でもハンドルを回して操作することが可能



通知事項

◎ 市町村及び施設管理者に対し、ため池に保安全管理上の問題がないか確認し、問題が認められる場合は改善するよう周知・助言すること

3 安全対策の推進

制度概要

- 農林水産省は、ため池において水難事故が発生した場合に、迅速な報告、情報収集及び事故後のフォローアップが図られるよう、関係機関との連絡体制の強化を各地方農政局等を通じ県及び市町村に通知
- 農林水産省は、安全管理通知及びリーフレットについて、県及び市町村を通じて施設管理者への配布を要請

主な調査結果

<中国四国農政局への水難事故(死亡事故)の未報告あり>

結果報告書 P23

当局は、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間に広島県内において 13 件の死亡事故の発生を把握したが、中国四国農政局に報告された件数は 7 件（6 件が未報告）

< 水難事故防止対策が十分に行われていない >

結果報告書 P24~25

調査対象としたため池で、施設等の管理が十分に行われていない事例あり（8 か所：9 事例）

- 進入防止柵等の未施錠や損壊のため、ため池に容易に近づくことが可能で転落のおそれがあるもの
- 立入禁止の注意看板が損壊、又は判読困難となっているもの



進入防止柵が未施錠



注意看板の損壊

< 施設管理者に対する安全管理通知等の配布が適切に行われていない（8 市） >

通知事項

- ◎ 地方公共団体に対し、水難事故が発生した場合は、必要な報告が徹底されるよう、関係機関の連絡体制の強化について、改めて周知すること
- ◎ 市町村及び施設管理者に対し、水難事故防止のための施設、設備に問題がないか確認し、問題が認められる場合は改善するよう周知・助言すること
- ◎ 水難事故防止に係る意識の啓発を図るため、施設管理者に対する安全管理通知等の配布が適切に行われるよう、地方公共団体に助言すること

【参考】 ドローン等の先端機器を活用したため池の保安全管理状況調査

背景

- ため池は中山間地域に設置されていることが多く、ため池周辺が林や草木に被われ、ため池全体の保安全管理状況を目視で十分に把握することが困難な箇所あり
- そこで、当局におけるため池の保安全管理状況の詳細な調査を可能とするため、ため池等の農業水利施設の保安全管理にドローン等の先端機器を活用する技術を研究している研究者の協力を得て、ドローン等の先端機器を使用した調査を実施（行政評価局の調査で全国初）

主な調査結果

< ドローンを活用した調査結果 >

結果報告書 P26～29

職員による目視で保安全管理状況を十分に把握することができなかつたため池を、12か所に絞ってドローンを活用した調査を実施した結果、ため池の集水域内の地山の斜面が崩壊したことにより、土砂の一部がため池に流入している事例を把握【3事例】



ため池への土砂の流入・堆積が発生



斜面の土砂崩壊とため池への土砂流入が発生



ため池への土砂流入が発生
(崩壊場所に草木が繁茂している)

- ◎ 施設管理者や市町村において、ため池の保安全管理にドローン等の先端機器を活用するか否かは、先端機器の購入費用及びため池における管理上の確認項目の重要度や実装手法について検討が行われた上で判断されるものとなるが、当局における調査結果が、施設管理者や市町村におけるため池の保安全管理方法の検討に当たって参考となれば幸いである。